

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
階上町	階上町全域 (東部地区：大蛇、追越、荒谷、小舟渡、 榎、道仏、八森、上野) (中央地区：石鉢、明戸、東平、鳥屋部、 蒼前、角柄折、耳ヶ吠、野沢、赤保内) (西部地区：引敷林・平内、登切、 晴山沢、田代、小松倉、堀端・長久保、 小水無・金山沢)	令和3年3月	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	1,300	ha
②アンケート調査等に回答した地区的農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,026	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	179	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	145	ha
ii 後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	89	ha
(備考)		

2 対象地区的課題

全農地面積の約54%が70歳以上の農業者で、80歳以上は25%を占める。うち後継者未定及び不明の農業者は76%を占めるため、5年から10年後の農地の受け皿を検討する必要がある。現在、地域で作付けを担っている中心経営体が引き受け可能な耕作面積よりも、出し手となる農家の耕作面積の方が多くなると見込まれ、町外の担い手・新規就農者、農地中間管理事業を活用するなど、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への集約化に関する方針

休耕水田については地域の基幹農家へ集約できるところは集約を行い、中心経営体及び認定農業者を受け入れることで水田転作を推進することで対応していかなければならない。

遊休農地については入り作を希望する中心経営体及び認定農業者や新規就農者の受け入れを促進し、併せて各農業者が耕作し易い農地の集約化を推進することで対応していかなければならない。

道仏川流域及びほ場整備済の赤保内田端地域、晴山沢中城地域においては地元農業者が担う水田が多いが、担い手の不足により休耕水田が発生する可能性が高いため、大規模農家への委託、集落営農への切り替えを推進することで対応していかなければならない。

畜産農家の減少による採草放牧地については、普通畑への転作を推進し対応していく。

畜産農家が多い地域では、農地利用型農業の継続維持の方向で対応していかなければならない。

ねぎ等の同一作物の作付けを行っている地域は、農地の交換及び賃借が可能か等も含め、耕作し易い集約化を推進することで対応していかなければならない。

全町的に農地の賃借を行い耕作している農家について、作付け地の整理による集約化を推進することで対応していかなければならない。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

	農地中間機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付ける方向で検討していかなければならない。
全 地 区	新規就農対策及び中心経営体の育成 町内認定農業者の増加を図りつつ、新たに農業経営を営もうとする新規就農者を確保し、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者へと育成することを基本として取り組まなければならない。 地域農業のリーダー役（中心経営体：認定農業者、認定新規就農者等）となる生産者へ農地を集積、集約化することにより農業経営基盤の強化を図っていかなければならない。
	八戸平原で開拓した農地の集約化 町内の八戸平原で開拓した農地について集約化を検討していかなければならない。
東 部 地 区	道仏・上野・小舟渡集落 道仏川流域の水田について集落営農を検討しなければならない。 道仏・小舟渡集落は、この地区で多くの転作大豆の作付けを行っている認定農業者1名の農地の拡充及び集約化を検討しなければならない。
中 央 地 区	荒谷・大蛇・追越集落 荒谷・大蛇・追越集落は中心経営体及び認定農業者や新規就農者の受け入れを促進し、併せて各農業者が耕作し易い農地の集約化を推進する方向で検討しなければならない。
西 部 地 区	赤保内・石鉢集落 赤保内大渡川流域のほ場整備済みの水田については、集落営農又は地域の大規模農家への委託する方向で県乙しなければならない。 野沢集落の水田について、地区の基幹農家への集約を検討しなければならない。
北 部 地 区	畜産農家の減少による採草放牧地の普通畠の転換（そば）を検討。合わせてそば作付け農家の農地集約化を検討しなければならない。
東 部 地 区	石鉢集落（東平、赤保内西山）の農地集約化を検討しなければならない。
南 部 地 区	角柄折・鳥屋部集落 入り作（他町村からの耕作農家）状況を確認し、普通畠（そば、ねぎ、長芋）の集約化を検討しなければならない。 鳥屋部集落は、酪農家などの畜産農家が営農を続けており、農地利用型の農業が行われている状況として現状維持で対応する方向で検討しなければならない。
西 部 地 区	金山沢集落 畠作は、ねぎを中心とした農家が多く、耕作地の集約化が出来ないかを検討しなければならない。 後継者がいる農家の意向を確認し、利用集積の核にできないか検討していかなければならない。
東 部 地 区	平内・晴山沢集落 晴山沢集落のほ場整備後の水田について、集落営農化できないか検討しなければならない。
北 部 地 区	畠作はねぎを中心とした農家が多く、農地の交換及び賃借が可能か検討していかなければならない。
東 部 地 区	他地区からのそば作付けが主体となっている農家が多く、全町的に農地の賃借を行い耕作している農家について、作付け地の整理による集約化をする方向で検討していかなければならない。
東 部 地 区	田代集落 水田について、現在、借受し耕作を行っている基幹農業者がおり、拡充する方向で検討していかなければならない。 畠作はねぎを中心とした農家が多く、農地の交換及び賃借が可能か検討していかなければならない。